

審査基準

平成19年9月3日作成

| |
|---|
| 法令名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 |
| 根拠条項：第3条の3 |
| 処分の概要：運搬証明書の再交付 |
| 原権者（委任先）：宮城県公安委員会 |
| 法令の定め： ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の再交付） |
| 審査基準： |
| 標準処理期間：2日 |
| 申請先：警察本部生活環境課 |
| 問合せ先：警察本部生活環境課（電話022-221-7171） |
| 備考： |